

令和7年3月10日

市政記者クラブ様

港区南陽支所区民福祉課
担当：宇野（電話301-8358）

港区南陽支所における個人情報が含まれる文書の誤送付について

このたび、港区南陽支所区民福祉課において、下記のとおり介護保険負担限度額認定証等（以下「認定証等」という。）の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

令和7年2月18日、介護保険負担限度額認定申請者（以下「本人」という。）あてに郵送交付すべき認定証等を、誤って本人とは関係のない居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）あてに郵送していたことが、令和7年3月6日、事業所からの連絡により判明しました。

2 漏えいした個人情報

氏名、介護保険被保険者番号、生年月日、個人番号、住所、所得段階、配偶者の有無、預貯金の額、電話番号

3 対応

本人については、3月7日に入所先の施設を訪問し、施設職員を通じて謝罪のうえ、本人あての介護保険負担限度額認定証をお渡ししました。

本人のご家族については、3月7日に電話にて経緯及び漏えいした個人情報について説明のうえ謝罪しました。

4 原因

申請処理を行った職員が、同時期に処理していた別件と本件を同一の者（事業所）から送付されたものと誤認し、事業所に対し別件の交付物と本件の認定証等を合わせて郵送してしまいました。

また、個人情報を含む文書を郵送する際は、あて先に誤りがないか複数人で確認しておりますが、その確認が十分ではありませんでした。

5 再発防止策

今後、郵送申請を受け付けた際は、申請書ごとに個別のクリアファイルで管理します。また、個人情報を含む文書を郵送する際は、あて先に誤りがないか確認することを徹底します。

なお、職員全員に対し、個人情報保護の重要性について改めて周知するとともに、再発防止について注意喚起を行いました。